

居宅介護支援事業所 いちごの家・上物部 重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0799-25-1516（月～土曜日 9:00～18:00）

管理責任者・介護支援専門員

2. 居宅介護支援事業所の概要

・居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 いちごの家・上物部
指定事業所番号	2871500860
所在地	洲本市上物部951番地1
電話番号	0799-25-1516
開設年月日	平成23年8月1日
通常の事業実施地域	洲本市・南あわじ市・淡路市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

・職員体制

	人員	業務内容
管理者	常勤1名	事業の総括
介護支援専門員	常勤1名以上	ケアプラン作成

・事業の目的及び運営方針

<p>① 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活が送れるよう支援します。</p> <p>② 利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスが総合的に提供されるよう配慮します。</p> <p>③ 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って、サービスが特定の種類や事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行います。</p> <p>④ 事業の運営にあたっては、指定居宅サービス事業者、介護保険施設、他の指定居宅介護支援事業者等との連携に努めます。</p>

・営業時間

月～土曜日 午前9:00から午後6:00まで

3. 利用料金 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

居宅介護支援は全額保険から給付されます		無 料
淡路島外に居住 する方の交通費	交通機関利用の場合	実 費
	交通機関以外の手段の場合	1 Km 10 円
書類の複写		1 枚 20 円

※料金のお支払方法

その都度請求いたしますのでお支払下さい。領収書を発行します。

4. サービスの利用方法

- ・まずは、お電話等でお申し込み下さい。当事業所の介護支援専門員がお伺いします。
- ・契約を結び、ケアプランの作成をして、サービスが円滑に提供されるようにします。

5. サービス内容に関する苦情

- ・当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を受けます。担当ケアマネジャーまたは管理者までお申し出ください。また担当ケアマネジャーの変更を希望される方はお申し出ください。

電話 番 号	0 7 9 9 - 2 5 - 1 5 1 6
担 当 者	管理者 及び 事業所の職員
方 法	電話・FAX・文書・来所

- ・その他の苦情相談窓口《受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜・祝日を除く）》

◇ 洲本市役所 介護福祉課 洲本市本町3丁目4番10号 TEL 0799-22-9333 FAX 0799-26-0552
◇ 淡路市役所 健康福祉部 長寿介護課 淡路市生穂新島8番地 (淡路市役所内) TEL 0799-64-2511 FAX 0799-64-2529
◇ 南あわじ市役所 健康福祉部 長寿保険課 南あわじ市市善光寺22-1 TEL 0799-43-5217 FAX 0799-43-5317
◇ 国民健康保険団体連合会 介護保険課 兵庫県神戸市三宮1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650

6. 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた場合は、利用者にもその内容を文書で通知します。

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスを受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によるサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画の作成し、利用者にとって必要な居宅介護サービス提供のための支援を行います。
- 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置付けることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し解約料はいただきません。
- また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- 介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 洲本市上物部951番地1

事業所名 居宅介護支援事業所 いちごの家・上物部

説明者 _____ 印

時間 : 場所 ()

私は本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

(利用者又は代理人名) _____ 印